

茂市国第 122 号
令和 6 年 7 月 10 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 細谷 菜穂子 様

茂原市長 市 原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 6 年 1 月 18 日 付け茂監第 74 号)

市民部	国保年金課
監 査 結 果	
<ul style="list-style-type: none">・保健事業実施計画は、被保険者の健康の保持増進に資することを目的としており、医療費さらには保険税の抑制にも繋がることから、第 3 期実施計画の策定にあたっては、関係部署と協議しながら具体的な方策を検討し、有効な計画となるよう努められたい。・国民年金基金については、市民がより豊かな老後生活を送るための方法の一つであることから、国保年金課においても市民からの情報提供の要望に応えられるよう制度やメリットの理解に努められたい。	
措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none">・保健事業実施計画については、医療費等の分析を行い、また、健康管理課及び高齢者支援課等の庁内関係部署や千葉県、千葉県国民健康保険団体連合会との協議に加え、茂原市国民健康保険運営協議会委員からの意見聴取、パブリックコメントを実施したうえで、令和 6 年 3 月に策定したところである。・国民年金基金に加入するメリット等に関する情報を提供するため、制度内容の理解に努めるとともに、専用窓口の連絡先を案内する等市民が適切に判断できるよう、サポートを行っている。	